

第六十四回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第七号

昭和四十五年十二月十六日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

- 委員長代理 理事 大西 正男君
- 理事 奥野 誠亮君 理事 鍛冶 良作君
- 理事 堀 昌雄君 理事 二見 伸明君
- 理事 門司 亮君

出席政府委員

- 自治政務次官 大石 八治君
- 自治省行政局長 宮澤 弘君
- 自治省行政局長 土屋 佳照君
- 拳部選挙課長

委員外の出席者

- 十二月十四日 公職選挙法の改正反対に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第一一八一号)
- 同(相沢武彦君紹介)(第一三八一号)
- 同(新井彬之君紹介)(第一三二二二号)
- 同(大久保直彦君紹介)(第一三三三三三号)
- 同(鬼木勝利君紹介)(第一三三八四号)
- 同(員沼次郎君紹介)(第一三三五五号)
- 同(桑名義治君紹介)(第一三三六六号)
- 同(古寺宏君紹介)(第一三三七七号)
- 同(坂井弘一君紹介)(第一三三八八号)
- 同(瀬野栄次郎君紹介)(第一三三八九号)
- 同(多田時子君紹介)(第一三三九〇号)
- 同(鳥居一雄君紹介)(第一三三九一号)
- 同(鶴岡洋君紹介)(第一三三九二号)

十二月十五日

公職選挙法の改正反対に関する請願(林百郎君紹介)(第一二九四号)

- 同(中川嘉美君紹介)(第一三九三三三三号)
- 同(西中清君紹介)(第一三九四四四号)
- 同(林孝短君紹介)(第一三九五五五号)
- 同(二見伸明君紹介)(第一三九六六六号)
- 同(古川雅司君紹介)(第一三九七七七号)
- 同(松尾正吉君紹介)(第一三九八八八号)
- 同(松尾信人君紹介)(第一三九九九九号)
- 同(丸山勇君紹介)(第一四〇〇〇〇号)
- 同(宮井泰良君紹介)(第一四〇〇〇一号)
- 同(和田一郎君紹介)(第一四〇〇〇二号)
- 同(渡部通子君紹介)(第一四〇〇〇三三三号)

十二月十四日  
公職選挙法の改正反対に関する陳情書(堺市浜寺石津町東五の三九八池田巧市二名)(第三九四号)  
は本委員会に参考送付された。

十二月十四日  
公職選挙法の改正反対に関する陳情書(堺市浜寺石津町東五の三九八池田巧市二名)(第三九四号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
閉会中審査に関する件  
公職選挙法改正に関する件

○大西委員長代理 これより会議を開きます。

本日は委員長が所用のため、委員長の指定により私が委員長の職務を行ないます。  
公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。岡沢完治君。

○岡沢委員 私は最初に、官庁行政局長が二時までしかこつちにおつていただけだということでございますので……

局長はこの夏たしかヨーロッパにお行きになりました、それだけが目的ではございませんでした

が、十八歳選挙権の問題等につきまして御調査になり、見聞を広めてこられたというふうになり、意見をいたしております。この十八歳選挙権の問題は、当委員会でも何回か議論の対象になりました。アメリカ、西ドイツ、イギリス等新しくこの制度を採用した国もございます。それぞれ国情の違いもあり、またその採用の理由につきましても個別の事情があるかと思いますが、日本におきましても十八歳の諸君の現状を考えました場合、りっぱに社会人として大多数が労働に従事し、しかも納税の義務も果たしておるといふようなことも考え、逆にまた彼らとあり余る力があるなことも考え、逆には学生騒動という形をもって昨年等におきましては学生騒動という形をもって暴発したことを考えました場合、この彼らの不満あるいははげ口をむしろ積極的に国政に参加させるというところによつて、責任感、自覚を与えるというふうな効用も考えられようかと思っております。

で、行政局長の明敏な頭脳で、最近のヨーロッパの知識等を中心にして、この十八歳の選挙権問題について、大臣、次官とは違った角度でどういふふうな御見解、御抱負をお持ちであるか、そのメリット、デメリットも含めてお聞かせ願いたいと思っております。

○宮澤政府委員 たいまお話し十八歳の選挙権問題でございますが、たいまお話しのように何ぶん日数等も長いことではございませんが、必ずしも十分な調査ができたとは思いませんが、大体調査をいたしました概略を御報告をいたしましたと存じます。

まずイギリスでございますが、イギリスにおきましては五、六年前からこの問題が一般に議論をされてきたようでございます。労働党も一九六六年でございますが、それ以来公約もし、そういう形でこの問題の推進をはかってきたようにござ

います。そういうことを背景にいたしまして、イギリスの国会の下院に、選挙制度全般について問題点を議論をいたします下院議長諮問委員会ができて、その中でたいまお示しの選挙年齢の引き下げの問題もいろいろ議論をいたしたようでございます。その結果をいたしまして、諮問委員会におきましては二十一歳から二十歳に年齢を引き下げ、こういう決定をしたようでございます。それから、そのころ同時に政府の諮問機関をいたしまして、成人年齢全般について審議をいたしました。この委員会は、公民権の問題を除いて成人年齢全般についての審議をいたすことを使命にしていたようでございます。このレーティ委員会は一歳から十八歳に引き下げる、こういうことを決定をいたしましたわけでございます。そこで、当時の労働党政府といたしましては、たいまお申しましたように、一つは国会内部の委員会、一つは内閣の審議会というふうな形でございました。けれども、二つの委員会からの答申がございまして、その答申の中身が必ずしも同じではないというふうな事情であったわけでございますが、いろいろ議論をいたしました結果、選挙権の年齢を二十一歳から十八歳に引き下げる、こういう案を提案いたしました。議会で多数で可決された、こういうことになっておるようでございます。

そこで、議会の審議その他につきましては、委員会の議事録等が公表をされていらないというふうな慣習もあるようでございますので、必ずしもどういふ議論が行なわれたか、的確な資料がないわけでございます。新聞その他から、国会の審議をめぐってどういふ議論が行なわれたかということの大体については報告を申し上げてみますと、これにつきましては賛否両論あつたようでござい

ます。

賛成論といたしましては、先ほど岡沢委員お示しのように、近ごろは肉体的に成熟が早くなったわけでございます。結婚の年齢も若くなった、したがって、社会に対して若い人が責任を持つておる、こういうような意見でございます。あるいは、教育も進み、青年層の知識も豊かになってきたというようない意見でございます。あるいは、政治に若い人のアイデアリズム、理想主義を吹き込むために選挙年齢を引き上げるべきではないかというようない賛成論もございます。あるいは、先ほど申し上げたとお触れになりましたけれども、学生運動等を中心には若い人の問題が国家的な関心事になっておりまして、そういう若い人の疎外感というものを克服するということは、やはり国政に参加させるということを通じて疎外感を克服させる必要があるのではないかとという意見でございます。あるいは、税金を払っている以上は当然国政に参加する権利があるのでないかというやうな意見等がございます。そういうやうなものゝ選挙権の年齢を引き上げるにあつての賛成論であつたように承知をしております。

国会におきましては多数で可決をされて、ことしの春の選挙から十八歳に引き下げられておる、こういうことになつておるようでございます。

そこで、これに関連いたしまして、選挙権の年齢を引き下げるならば、そのほかの成人年齢、こういうことは一体どうなつておるだろうか、こういう問題は一つあるわけでございますが、イギリスにおきましては、選挙権の年齢引き下げとともに他の法令におきまして成人年齢も大体十八歳に引き下げられておるようでございます。ただ刑法の成年、未成年、これは相変わらず引き下げていないやうであります。それ以外の、たとえば結婚の年齢でございますか、あるいは訴訟能力について、年齢というやうなものは引き下げているということになつておるやうでございます。以上が大体イギリスにおきます事情でございます。

それから西ドイツでございますが、西ドイツは御承知のように連邦国家でございます。経緯いたしましては、各州が年齢を引き下げて、そういうことを背景に、連邦議会の選挙権の年齢につきましても引き下げを行なう、こういう経緯がございまして、二十一歳から十八歳に引き下げられておるわけでございます。やはりこの引き下げにつきましては、イギリスにおきまして同じやうな、いろいろ賛否両論の議論が行なわれていたやうでございます。ただ、西ドイツにおきましては、イギリスと多少事情が違ひます点の一つは、御承知のように、西ドイツにおきましては徴兵制をとつておられます。徴兵年齢が十八歳でございます。したがつて、兵役の義務に服する以上は当然政治に参画すべきではないかというやうな意見もより強く主張された、こういうやうな経緯もあるやうに承知をいたします。大体ドイツにおきましては以上のとおりでございます。

歳に引き下げるといふ法律案が国会で通過をいたしました。ただデンマークにおきましては、憲法の規定上、それを国民投票に付さなければならぬというところになつておるやうでございます。そこで国民投票に付したところが、七対三くらいの割合で否決をされた、こういう経緯があるやうでございます。なおその辺を聞いてみますと、二十一歳から十八歳に引き下げることにについては否定的な意見が多いけれども、二十一歳をあるいは二十歳くらいに引き下げるといふことであれば賛否相半ばするのではないかと、こういうやうな調査というものがあつたやうに承知をいたします。

それから、順序が前後してたいへん恐縮でございますが、先ほど、イギリスにおきましては選挙権の年齢の引き下げに際して、特別なものを除いて、ほかの成人年齢も大体引き下げたというところを申し上げたのでございますが、ドイツにおきましては選挙権の年齢だけを引上げておりました、ほかの民事法なり刑事法なりその他のいわゆる成人年齢につきましては、引き下げを行なつていないのでございます。その点につきましては、学者的に他に質問をいたしたわけでございますが、ドイツにおきましては、民事法なり刑事法なりは独自の年齢の体系を持つておるやうでございます。たゞ、たとえば刑事法でございまして、二十一歳から十八歳までが一つのグループ、それから十八歳から十四歳までが一つのグループ、それから十八歳から十歳までが一つのグループ、というようなものが一つのグループといたつておられます。選挙権の年齢の引き下げに際して、たゞえばいまの刑事法の年齢の引き下げますと、非常にそこに矛盾が出てくるというやうなことから、選挙権の年齢だけを引上げておる、そのほかのものは引き下げていないというものが現状でございます。

たいへん大ざっぱでございますが、大体調査をいたしましたところの概略は以上のとおりでございます。

は大臣も御答弁を申し上げておると思つたのでございまして、私個人の意見といたしましては、いま申しましたやうに、イギリスとドイツとは、選挙権の年齢とほかの年齢の引き下げとの関係が全く立場が異なつておるやうなもので、選挙権の年齢を引き下げるということは、やはり他の法令なり制度なりの年齢というものとあわせて考えるべきではないかと。まだ固まつた自分の見解でもございませぬけれども、私はどうもそういう感じがいたしまして帰つてきた次第でございます。

○岡沢委員 時間の関係がありますので、この問題についてはその程度で質問を終わらしてまいりますが、せっかく政務次官お見えでございますので、大石政務次官、この十八歳選挙年齢引き下げについての、私見でもけっこうですが、御抱負をお聞かせいただきたいと思います。

○大石政務委員 私、年齢が幾つになるかわかりませんが、多少下げていいという感じがいたします。その場合は、私の感じは、高等学校を卒業した年齢、それが一体幾つになるのかということとあります。もう高等学校までではほとんど全部の者が行くといふことであれば、それを卒業したところというのはいかがかと感じをいたしました。ただ、私が一番ショックを受けたのは、読売新聞及びサンケイ新聞でアンケートをとつたところが、この代に相当する年齢の人が選挙権を要らないといふ、正確な表現は忘れましたが、なくともよるしいといふ回答がかなり多数であります。三〇%以上だつたと思つたのです。しかもその理由は、まだ政治判断がはつきりできないからということと、その人たちが自身も言つておる。実は私、頭の中で少し下げていいなと思つておるが、当事者にアンケートしたところが、その年齢層が案外選挙権を必要としないという回答が、サンケイもそうだったし読売もそうだった。そこで私は多少心理的混乱に突はりました。しかし、当事者がそういうことを言つておるところをみると、一体これはどういふやうに判定すべきかと思つた。

じがいたします。

もう一つ、私は、学生騒動その他いろいろの問題を考へて、あれはやはり政治的な問題ともつながりがあるわけで、そういう意味では相当政治意識というものがあるとすれば、選挙権を与えていいのではないかと、いろいろな判定も自分の材料であつたのです。ただ、その後出てきた結果において、いさ少し慎重に十分ためそうと思つて、段階でございます。

○岡沢委員 いまなかなか前向きな次官の御答弁で、この問題はもう少し論じたい気もいたしますが、行政局長が二時までということでございますので、やはり事務的な質問でございますので、次の質問に入りたいと思つております。

私たちが公職選挙特別委員のメンバーが国政調査で九州地区の視察をさせていただきましたその際に、私は熊本県と長崎県での調査に参加したわけでございますが、その両選挙の一致した意見の一つに、選挙に関連した啓蒙活動と申しますか、社会教育と申しますか、あるいは学校教育の必要性というのを第一線に携わつておられる選挙の委員長が期せずして要求というか希望しておられました。それにつけての予算の不足、人員の不足ということも共通した指摘をいたしました。いま次官の御答弁にも、お若い人がせつかく与えられようとして、選挙権、これをあまりありがたがらないという趣旨の話もございましたが、前回の衆議院選挙の結果を見ても、若い層に、しかもインテリ層あるいは都会の青年層に棄権率が非常に高いというところは、彼らが一部で政治に対する大きな不信あるいは不満を持ちながら、一方で建設的な参加の責任と申しますか、そういう方面の自覚の不足ということも指摘されてしかるべきかと思つております。しかし、将来の日本を背負うのは若い青年層でございますし、またインテリ層からあるいは良識層からそつぽを向かれて政治がよくなるはずはないわけでございます。選挙の際の違反行為の取り締まりも必要とは思つて申しませぬけれども、しかし何と申しましても、前向きな選挙に對

する選挙権者あるいは被選挙権者の自覚あるいは建設的な協力ということが選挙の意義を意義づけるといふ重要な課題ではないかと思つております。地味なようでありませぬけれども、日本の政治をよくする基礎は、やはり選挙をよくすることだし、選挙をよくするためには、選挙民に正しい判断力を与える、あるいは選挙の意義を理解させるということが私はきつめて重要ではないか。そういう意味から、それを抽象論で言つても切りがあらぬので、来年度の予算で、そういう面での御用意をいかになさつておるか。いわゆる選挙啓蒙のための教育費用、あるいは選挙の充実についての人的な費用、これはほかの経費に比べたらきつめてわずかの努力でかなりの成果をあげ得る。具体的に本年までのそういう方面の予算措置と比較して、来年度の抱負、予算編成も煮詰まつておる段階で、少しおそいかという気もいたしますが、われわれの委員会の視察には自治省からも御参加になつておられたはずでございます。この面での共通の要望があつたことは御承知だと思つておられます。それについて、この視察を生かす意味からも、予算措置、人的、物的な地方選挙の充実とも結びつけて、一般の選挙、政治教育についての来年度の自治省の態度をたゞし。

○宮澤政府委員 選挙の常時啓発と申しますか、社会教育、学校教育を通じての必要性についての御質問でございます。こういう常時啓発と申しますか、社会教育というふうなもの、どういふふうにならねばならぬか、なかなかむずかしいものがある。果てはあらわされるか、なかなかむずかしいものがある。これは岡沢委員も御承知のとおりであらうと思つておられます。今後の公正な選挙の執行というところから考へますならば、やはり基本はそういうことから考へなければならぬ、私どももそのとおりに思つておられます。

そこで、選挙の常時啓発につきましては、本年度も五億六千万円ばかりの予算、御承知のように都道府県、市町村、あるいは全推協なり公明選挙連盟というふうなものを通じて、私どもとい

たしましても、せつかく努力をいたしてはいるわけでございますが、来年度におきましては、予算要求といたしましては約九億円要求をいたしまして、ただいまおつしやいましたような、じみちではございませぬけれども、一番重要なところに力を注いでいきたいと思つておられます。特に、先ほど御指摘になりましたし、前回でございましたかその前でございますか、岡沢委員も学校教育等の選挙の啓蒙活動というふうなものをもつと広げて考えられないかという御指摘があつたわけでございます。私どもも、それ以来、文部省のほうとも連絡をとつて、いろいろ研究をいたしてはいるわけでございますが、来年度におきましては、私どもの予算要求の項目といたしまして、選挙につきましても、主として中学校ぐらいの副読本というふうなものもせひつくつて、これを自治省がつくりましますか、あるいは自治省以外の団体に委託をいたしますか、そういう手続の問題は別にいたしまして、私どももいたしましては、やはりそういうふうなところから、子供のときから選挙の重要性なり意味なりというものをよく知つてもらひますために、そういうことをせひやつてみたい、こういうふうな考へてはいるわけでございます。

それから、選挙の充実につきましては、これもかねてからいろいろ検討をいたしてはいるわけでございます。御承知のように、何ぶん選挙のときに非常に大きな人手を要し、そのほかのときには選挙のときに比べて人手が非常に減るような仕事でございます。同時に、いまおつしやいましたような常時啓発というふうなことは常にやつていかなければならぬわけでありませぬ。現在行政機構の簡素化でございますとか、定員の問題は、地方を通じて重要な問題ではございませぬけれども、そういうことも頭に置きながら、何とかやはり常時啓発の体制を自治省においても整えていきたいというところでいろいろ努力をいたしてはいるところでございます。

○岡沢委員 局長への持ち時間は二時まででございますので、局長に対する質問はこれで終わりました。

いと思つて、いまの御答弁でも、学校教育の面で私の意見も取り入れていただけて、副読本の御採用を中学校の段階でおきめいただいた、御努力いただいたということについては非常にうれしく思つております。ただ、いまの御答弁でも九億でございますが、御要求が九億なんです、これは私が指摘するまでもなしに、防衛関係の予算ではフアントムの一機分にも当たらないわけでございます。選挙の重要性をここで論議する気持ちはございませぬけれども、ほんとうに民主主義の出発点であり、また最大の行事もあり、また政治をよくする基礎にならうかと思つて。この選挙の重要性を考えました場合、先ほど機構上の問題がございました選挙局の廃止されることにおきましては、われわれも大いに論議を戦わしたわけでございますけれども、第一線の選挙、特に末端町村におきましても、専従の職員を一人も持つていないというふうがむしろ多いわけでございます。これでは選挙の常時啓蒙は不可能かと思つて。やつと選挙事務を何とか消化するというのが精一ぱいでございます。それがやはり選挙の大きな棄権率等とも結びついてきているかと思つてでございます。即効策ではございませぬけれども、やはり選挙についての選挙民の自覚を求め、協力を求め、そしてまた選挙の意義を強調する機会をより多く選挙民に与えるということは、民主的な国家をつくるそれこそ出発点だという感じがするわけでございます。もう少し大きな方向をせひ今後とも持ち続けていただきたいというところを指摘させていただきます。局長は御退席いただけて結構でございます。

次に、小さい問題でございますが、私の選挙区で去る十三日に寝屋川市長選が行なわれました。投票率が四五・四六%、五〇%を割つてはいるわけでございます。その理由はいろいろ考へられますけれども、結局選挙公報も発行されな、立ち会ひ演説会もない、いわゆるポスターとはがきと街頭の宣伝だけでございます。これでは選挙民が候補者を知る機会、知る条件と申しますか、全く

閉ざされた形で、ポスターで意見や人格を知るわけにはまいりません。推薦はがきにも限度がございます。忙しい大多数の人が演説を聞く機会も少ないと思ひます。最近の傾向からいまして、街頭演説の効果等もきわめて薄いことは、お互いに承知いたしておると思ひます。法律上違反だという気持ちはございませんが、また違法だということも言えないと思ひますけれども、形式的な選挙が行なわれて、それによって住民の一番大事な市長が選ばれる、半数以上が棄権をするという状態は、決して選挙の意義を十分に發揮する方法ではない。やはり市の選挙に対して、当然選挙民に候補者を知る権利を与えてやる努力を、行政指導としてなされてしかるべきではなかったか。そういうことを考えました場合に、茨城県議選等におきましては、かなり選挙の公営が徹底したようでございますけれども、その同じ地方選挙で大きな格差があるというわけでございます。寝屋川市長選の場合は、市長が病死をした補欠的な選挙だったという理由もございす。しかし市長の病氣は一年近くも続いております。しかし市長が十一月一日になくなられて、十二月三日が告示でございますから、一月以上の余裕はあったわけでございます。選挙公報なりあるいは立ち会い演説会は条例でできないことはなかったと私は思うのですが、事なかれ主義あるいはある政治的な意図から、むしろ選挙民に詳しく知らさないほうが有利だという立場の候補者もあつたようでございます。そういうことが作用して、結局のところ選挙民としては候補者なり選挙の意義について知る機会を得ないまま投票日を迎えた。寝屋川市は二十万都市でございますけれども、最近五年の間に人口が十割増したといわれるほどよそからこられた新移住者が多い選挙区であるだけに、よけい選挙啓蒙について選挙民に知らす努力が必要ない条件があつた市だと私は思ひますけれども、この立ち会い演説会、選挙公報も出さないで、あるいはなさらないで選挙を行なうということについて、総合的に選挙の指導、監督に当たられる立場に

ある選挙としてあるいは自治省として、どういふ御見解をお持ちか。今後こういふ選挙が繰り返される可能性も多分にあるわけですが、特に末端の市町村に対する選挙の運営について、積極的な御指導をなさる用意があるかどうか、お尋ねいたします。

○大石政府委員 市町村の場合の公営的な制度というものは、私もこれからは進めてまいることゝ妥当であると思つておられます。ですから、そういうような方向で指導をやつていきたいと思つておられます。ただ、ポスターと立ち会い演説会それから選挙公報という三つの手段があるわけですが、立ち会い演説会を、首長選挙のような場合、なるべくこれはやつてもらうようにしたいと思つておられます。ただ選挙公報の場合は、立候補の届け出の問題があり、期限があり、そしてその選挙期間というものが限定されるものですから、原稿を受けて印刷をして、そしてその配布をするという一つの行為を考えますと、おそらく市町村の選挙のときは末端まで配布できるかどうかというやうな問題で実務的にかなり困るといふ点等が、私は選挙公報をわりあいにくさせている原因ではないかと思つておられます。しかし立ち会い演説会は、これはやる意思を考えればかなりやり得るんだらうという意味で、候補者の考え方を聞かせるという意味で進めていくことが当面非常に大事ではないかというふうに思ひます。

○岡沢委員 まあ市長ですから、寝屋川市の場合には候補者は六人で一人の席を争つたわけですが、立ち会い演説会として最良の人数だということも言えると思ひます。いまの選挙公報の問題としても、技術的な要件があることはよくわかりませんが、同時選挙でないだけに印刷所等も幾らでも活用する方法もあるわけですから、やはり選挙は常時あるということを考えました場合は、これだけの科学技術の進歩の時代でございますから、私は技術的な隘路はくふうによつて努力によつて十分に補ひ得るものではないか。選挙をや

るのが意義があるのじやなしに、選挙をいかに公正に明るく多数の参加によつて民意を反映するよるな結果をもたらす方法でやるかということが大事なんです。そういうような点からぜひ前向きな御指導、あるいは自治省としての御留意、場合によつたら法改正あるいは条例への積極的な指導をしていただきたいと思います。

最後に、きょうの質問の中で一番大きな問題でございますけれども、いわゆる衆参両院の議員の定数は正の問題につきましてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

現在の定数配分がきわめて不公正と申しますか、各選挙区によつて一票の重みに大きな格差があるというところは、もうここで具体的に指摘することはやめたいと思ひますけれども、しかし選挙はそれこそ民主主義の原点、出発点だと思ひます。この出発点がゆがんでおると、公平でない、公正でないといふことは、ある意味では民主主義そのものをゆがめることになりまして、また政治全体への不信のもとになるのではないかと思つておられます。今度新しく第七次選挙制度審議会も発足されるようでございますが、この問題に対する過去の審議会の答申等が無視されておるといふこと自体も、私は審議会のメンバーの方々から見ても国民から見ても非常に遺憾な状態だといふことは、指摘するまでもないことではないかと思つておられます。公職選挙法の別表一末尾に「本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直

近に行なわれた国勢調査の結果によつて、更正するの例とする」という規定がございますことは御承知のとおりでございます。この「例とする」といふ解釈をこの際あらためて次官から明らかにしていただきたいと思います。やはり憲法を守り法律を守るというのが行政の一つの基本だ、ましてこの民主主義の原点、出発点、選挙法を守る、選挙法の精神を生かすといふことは、きわめて重要不可欠の民主主義の要素だと思ひますだけに、この点についての解釈を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○大石政府委員 私、この「例とする」といふことばを法律上の意味でどういふふうに正確に解釈すべきか、ちよつと勉強が足りませんので、法律論的に返事をするのがちよつとできないので申すわけがないと思つておられますが、義務づけではないのではないかというふうな感じはいたしますけれども、その精神をくんでやらなければならぬように思ひます。

ただ、日本の場合に、流動している傾向が実は非常に多い。ふえるところもあるわけですが、人口が減つていつてしまつたところもある。そういう点で有権者当たり議員数ということではアンバランスが出てくることはもう御指摘のとおりで、その点については私どももほかに申し上げようはないと思つておられます。今度参議院の定数について審議会から御答申をいただいたわけですが、今度の四十五年度の国調にすぎませんけれども、今度の四十五年度の国調を見ますと、その答申をいただいたその時点とはまた非常な変化が出てくるというふうな、非常に流動化が激しいという時点でございます。おそらく今度四十五年度の国調が来年になればはつきり出てきますから、この問題は次等に行なわれま

す衆議院のいわゆる定員制度という問題にもからんでくるし、しかもそれはかなり長い間の懸案といふことになってきておると思ひます。私どもは、第七次の選挙制度審議会にこの問題等も含めて、いわゆる区制その他御検討を願うことにならうというふうに伺つておられるわけでありま

道府県人口を基礎にしているというふう聞いておりましたが、そのとおりですか。

○土屋説明員 そのとおりでございます。

○岡沢委員 衆議院の現行定数はいつの時点を基礎にしておりますか。

○土屋説明員 最近、三十九年に一度改正をいたしておりますので、三十九年当時の人口が加味された形になっております。その後は動いておりません。

○岡沢委員 三十九年の改正のとき、人口が加味されたのであって、そのときの人口を基礎にして、いわゆる別表が公正に有権者数に比例して定数が配分されたわけじゃないわけですね。

○土屋説明員 全般にそのとおり比例してやったというふうには考えられておりません。

○岡沢委員 先ほどごまかい一々の指摘はしないで申しましたが、明らかにする意味で、いわゆる逆転現象ですね、有権者の人口のほうが少ないのに、定数は他の選挙区よりも多いという区は、これは参議院、衆議院を通じて何区ほどございませうか。もしいま明らかでなければ、そういう数字を明らかにした表でも私に示していただきたいと思ひます。

○土屋説明員 参議院のほうはわりとはっきりわかっておりますが、衆議院がちょっとはつきりいたしておりませんので、後ほどその資料をお届けしたいと思ひます。

○岡沢委員 それでは、参議院のわかっているだけでも答えてくださいませんか。

○土屋説明員 参議院につきましても、逆転現象、まず、四人区でありながら二人区のあるところよりも人口が少ないというところが、従来、この前の六次審議会のときの答申では三県あったわけでございます。最終的にいま確定いたしましたけれども、先般の概算が示されたおおむねそのとおりに近い数でかたまるということにいたしました。五県ということになるわけでございます。正確に、名前まで申し上げますならば、二人区で一番多い宮城県よりも人口が少ないのかかわらず

四人区であるという県が、鹿児島、岡山、熊本、群馬、栃木というふうに予想されるわけでございます。それから、それ以外に、今度の概算をもとにいたしますと、六人区であつて、かつ八人区である北海道よりも人口が多いという逆転現象を起しておられますところが、大阪と愛知、それから神奈川県が加わつております。したがういまして、全体として見れば、八府県の関係があるということになるわけでございます。

○岡沢委員 いまの数字の中でも、たとえば神奈川県のごときは、定数四でございますが、八人区の北海道よりも人口が多い。全く異常なアンバランスでございます。衆議院の場合、私の選挙区では、共産党の方でございますけれども、十二万票とって落選なさるといふ現象があるわけですね。

隣の大阪二区の場合よりも有権者数ははるかに多くて定数は少ない。同じ府県内にもこういう現象が衆議院の場合たくさんあると思ひます。これはやはり私は、ほんとうの民主主義の出発点であるだけに、いろいろ問題はあろうかと思ひますけれども、勇気をもってわれわれがこの是正に努力するということには、立法院の義務でもあろうと思ひし、また、政府の責任でもあろうという感じがするわけでございます。この問題はむずかしい問題をはらんでいられることは重々承知いたしながら、しかし、現実の選挙の実態を見ました場合、各区のアンバランスだけではなしに、たとえは、いわゆる過疎地帯と過密地帯の人口移動も加味されまして、結果として、これは大石次官のおられる前で言いくらうございませうけれども、自民党が四七%の得票率でありながら、議席数は、衆議院の場合三百二議席をとられていられる。五〇%をこえる得票率を持つ野党が衆議院の場合百八十四名程度の議席しか持てない。これは選挙制度が、ある意味では政治をゆがめておると申し上げてもいいんではないか。この臨時国会の本会議で、佐藤総理は、わが党の春日委員の質問に関連して、選挙で洗礼を受けておるといふことをおっしゃいましたが、ゆがめられた制度のもとでの選挙で多数を占めてお

れるという言い方も、これは私は指摘できないこととはなないわけでございます。こういふ点からも国民の政治への不信を除く意味から、私は、一般的にいわれます弱い野党は悪い与党をつくる。まあ野党のわれわれも反省すべき点はたくさんございませうけれども、いわゆる選挙制度そのものが弱い野党をつくるという一つの役割りを果たしているということも指摘して誤まりではないと思ひるだけに、この問題はお互いに、党利党略あるいは個人的な利害を越えた、民主主義のあり方を正しくすることによつて、国民の民主主義政治への信頼をつなぐという意味からも、きわめて大切で、また緊急を要する問題ではないか。先ほど次官の答弁にもありましたように、懸案になりながら、いつもしんぜん時を過ぎて、結果としては、昭和二十一年以来の改正が参議院の場合一度もなされおられない。しかも、きわめて異常な人口移動、民族大移動といわれるほどの人口移動があつたことは、お互いに周知の事実でございます。特に今回は、ことしの十月一日付で国勢調査がなされて、公職選挙法別表の精神からいいたしても、この機会に当然に、衆参両院を通じて、選挙区制度の公職選挙法に従つた方向での改正を要すべき時期ではないかと考えられるわけでございますけれども、これについての次官の御答弁を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大石政府委員 御指摘の点は、私ども、考え方としてはそのとおりに考えます。実は、幾つも問題があるように思ひます。一番一つは、総定数をどうするかというところがもとになると思ひます。太平洋ベルト地帯には一九七〇年代のしまごころになれば、たとえは日本の人口のうち、そういうふうにならざるかどうかが知りませんが、説をなすものは七割も集まるといふようなことを言つておられますが、一体単純に、そういう人口だけに比例していわゆる代議員が出てくることだけではないのかという問題も実はあるように思ひます。総定数の問題もありまして、しかし、論議の上、議題としては出てきた問題であります

から、今度の審議会等でほんとうに基本的なことから御検討願わなければならぬ時点ではないかというふうにして思つております。

○岡沢委員 いま次官の御答弁がございましたが、ちよつと関連して……

確かにそういう御指摘の問題があります。それだけに、たとえばアメリカで、上院に関する限りは各州二名、人口に關係のない定数を確保している例もございませうので、私は、この五年ごとの国勢調査が行なわれた現時点で、衆参両院を通じての定数の是正の問題とせひ取り組むべき絶好の機会だ、また、われわれに課せられた義務だということも指摘させていただきます。質問を終わります。

○大西委員長代理 林百郎君。

○林(百)委員 きょうは大目も見えないし、選挙部長も見えないので、一問だけ、ちよつと私たちが公職選挙法の改正に反対したとき心配したような事態が具体的に出来てまいりましたので、その実情を調査し、そして、それに対する見解だけを次官と課長に聞いておきたいと思ひます。

実は、十二月十二日の朝日新聞に、茨城の県議選でにせの推薦文書が多数ばらまかれたという、そういう記事が出ております。

内容を調べてみますと、悪用された名前は、全国地域婦人団体連絡協議会という山高しげり会長、会員六百万人ですけれども、これはもう十三日に済みました茨城県の選挙の久慈郡の選挙区のある候補で、こへ十一日、全国各地婦連のにせ文書が多数郵送された。その内容は……茨城県北が生んだ○先生ほど本会のため御協力をいたした方はありません。……できるだけ多くの婦人の方々の御支援を○先生にお与え下さいませう。お願いいたしたく存じます……という筆書きの文書をうしろに書いてある名前は、婦人団体が三つありまして、いま言いました全国各地婦人団体連絡協議会会長山高しげりさん、それから主婦連合会会長奥むねおさん、全国農協婦人組織協議

会長白井小浪さん、この三人の名前でいまま言った、〇〇先生に御支援をくださいますようお願いいたします、こう書いてあるわけですね。それで封筒のあて先は「茨城県久慈郡大子町大字」というゴム印があるだけなんです。消し印は東京・葛飾新宿郵便局の消し印で十二月五日付でついている。封書の裏書きの発信人は東京都大田区神田町一丁目三番地、全国地域婦人団体連絡協議会、こうなっているわけですね。

ところが、これがでたらめだということ、第一、地婦連も主婦連も全国農協婦人組織協議会もそういうものを出したことがないということ、それから封筒のうしろに書いてある、発信地である東京都大田区神田町一丁目三番地には全国地域婦人団体連絡協議会というものはないわけですね。配達できないものが相当あったものから、東京の蒲田郵便局が発信地へ持っていったところが、そこには地婦連なんというものはないということ、そこで蒲田郵便局が実際に地婦連はどこにあるかということ調べて、実際の地婦連へ持って行って、こういう手紙がたくさん配達が出来なくなりましたのでお返ししますと言ってきた、それで初めて本人の地婦連が知ったというわけなんです。このことが発表になったのです。新聞にも出たわけですが、この返送がもう二日おくれれば、この蒲田郵便局が気をきかして実際の地婦連の所在地を調べて配達不能の文書を持ってきてくれなければ、地婦連としてはわからなかったわけなんです。調べてみると、七日ごろから久慈郡の大子町の婦人会役員にも郵送されてきているというものがわかったわけでありまして、これはえらいこととして、要するに全国地域婦人団体連絡協議会と主婦連合会と全国農協婦人組織協議会の三つの名前が悪用されているわけですね、実際やっていないのに。ところが、これは配達不能で返送になったからわかった、わからなければそのままになってしま

は新聞に出ているのですから、この事実を調べて、こんなことが何とも処理されないということになるたいへんですから、調べていただいで、もしわかっていられるなら、課長でもいいですからその事実を報告していただいで、どういう処置をしたかを知らしていただきたい。

そこで問題は、選挙法改正で国会議員はピラは三種類、地方県議員はピラは二種類しか出せませんものから、もし県議員が今度改正されようとしている公職選挙法に基づいて二種類出した後にこんな全国的な婦人団体の名前の偽造文書がばつとばつとまかれたとすれば、一体それに対するどういふ防衛の方法があるのか。もう二種類のピラは出してしまった。いよいよ選挙の二日前に偽造文書が返送されたのだから初めて地婦連ではわかった。そんなものは私のほうで出しているはずがありません。防ぎようがないわけですね。いままでだったら、二日ぐらいの余裕があれば、すぐ次のピラを出して、それは偽造だとか何とかいう防衛の方法が相手方候補にできるけれども、できないわけですね。私たちはこういうことがあるといふことを心配して、むしろ偽造文書、不正文書に対する正当な防衛方法の手を縛ってしまうのが今度の公職選挙法の改正の結果になるんだというのを警告しました直後にこういう問題が出ておりますので、これは私は非常に重要だと思っております、ひとつこの点を一問だけ質問をしたいと思われたいです。事実がわかっていたら、課長、事実をおっしゃってください。

ことであるかと思えます。お話しした三種、二種という問題は、いわゆる政党その他確認団体の行為の問題として今後の選挙法改正の中にあるのだと思えますので、このことと直接は関係ないんじゃないか、私もはこういうふうに思っています。

〇林(百)委員 ちよつとその点だけ……。もしこいういふものがばつとまかれたら、何々候補はこいう偽造文書をばつとまきましたというのを、やはり確認団体に所属する候補としては真実を明らかにするためにばつとまされたのでしよう。はつきりさせたくても、二種のピラが出てしまえば、もうそれ以上のピラが出せないから、これはあんなの言うように警察の手を待つよりほかしからたがなかったということになるんじゃないですか。だから確認団体の候補者としては、何々候補はこいう不正なことをやっているんだ、こいういう三つの全国的な婦人団体の名前を偽造して使っているんだというのを言いたくても言えないんじゃないですか。こいういふことになりませんか。(ちよつとおかしいなと呼ぶ者あり)いや、おかしくない。たとえば、自民党を利用して申しわけないが、自民党の候補がこいういふことをやった。そこで共産党の候補のほうで、自民党の何々候補はこいう不正なことをやっている、皆さんだまされちゃたいへんですよとこいうことを言いたくても、共産党の候補がピラを二種類出してしまつておれば、そのことが言えないじゃないですか。新聞でこいういふことになりませんか。

ものは、こいういふふうな前提で考えているわけですね。

〇林(百)委員 全国地域婦人団体連絡協議会会長山高しげり、主婦連合会会長奥むむお、全国農協婦人組織協議会会長白井小浪さんという名前を使って、〇〇先生ほど本会のため御協力をいただいた方ではありません。なんという手紙を出されれば、これは政策以上に効果があるわけなので、よ。どうしても相手方候補としては、それは偽造文書なのだから、これは偽造文書ですというのには正当防衛じゃないですか。三種、二種は政策のピラだけだから、ここではそんなことは適用はないと言ったってそれは当てはまらないことだと思いますがね。

れていないわけですから、それに対する対抗の方法というは全く絶無ということでは私はないと思います。ですから、選挙違反それ自体の問題というのは選挙違反それ自体の問題として考えていただく以外にありませんし、また確認団体の活動というのはいわゆる印刷物でなしに、声という形で、自動車を使うこともできますから、その一事だけで一切無制限にということまで考えることはないのであるかというふうに思います。

○林(百)委員 ビラにはビラで戦う道が、ここにこういふ不正なビラですから、不正のビラに対して正義のビラの手が縛られるということは、これは許されぬことなので、そういうことをよくお考え願いたい。要するに偽造文書が多数送られて、しかも投票日の二日前だ。その偽造文書ということがわかっているから、こういう偽造文書を何々候補は皆さんのところへお送りしました、しかしこれは本人たちは知らないと言っています、どうかごまかされないように御注意くださいというビラが出せないのですから、だから正しいことを伝えるビラは二種類としないで、出せないということになる。これは間違いない。さつきからぶうぶう鍛冶さんが言っているけれども、むしろ大石さんのほうがわかっている。ビラでいけば声でやれと言っているけれども、声でなく、ビラでやる道を開いておくべきじゃないかと思えますが、これはこれで問答を繰り返しても限りがありませんから、課長さん、このことでわかっている事実がありましたら、ここで報告してもらいたいし、あとで事実を調べて私に知らせていただきたいと思いますが、ここでわかっている限りのことを報告してください。

○土屋説明員 私どもこの事実を聞きまして、すぐ地元の果のほうとも連絡をいたしておるわけですが、あそこに推薦を受けておる人が出しているのか、あるいはほかの人がやっておるか、その関係の事実がまだいまのところつかめてないようでございます。警察のほうももちろんこれについて捜査をいたしておられるわけござ

います。私どももまた果の選挙管を通じて、さきよりも連絡をとったわけでございますけれども、その基本的な原因と申しますか、それをいまのところ十分把握しておりませんので、判明し次第その点は明らかにしたいと思っております。

○林(百)委員 これで終わります。地婦連の田中里子事務局長はこういう談話を出しているわけですが、返送がもう二日おくれればこの文書を信じて投票した人も多かつたらう。大変なことになるところだった。こう言っておりますので、これも参考にして、ひとつ事実をよく調べて、私に報告願いたいし、また大石さんは自民党の有力者ですから、今度の公職選挙法の改正は時勢の動きに逆行するものであり、憲法で保障されているものではないかと思うので、慎重にひとつ再考慮を願いたい。このことを要望して、課長の答弁だけを求めまして、私質問を終わります。

○土屋説明員 いまお読みになりました記事から見ましても、これ自体が非常に虚偽なものであったというところは言えるかと思えます。ただ、それが推薦された本人が出したのか、あるいは他の人が、極端な言い方をしますと、故意に本人の名を使つてやったのか、そこらの事実関係もよくわかりませんので、十分証拠を洗った上ではっきりしたことを明らかにしたい、こういうことでございます。

○鍛冶委員 ちょっといまのに関連。林君の言うことと私たいへんな違いですが、そういうものが出たら文書で反駁する、こういうことが林君の前提のようです。そんなものは文書で反駁どころでなく、偽造文書なんです。出る、同時に直ちに取締まりをやらなければいけません。選挙違反を通り越したものでないか、それを何か文書で反駁しなければ反駁できないような、それでもっと文書を出せ、こういう議論はとんでもない話なんです、そういうものが出たら、選挙違反を通り越して犯罪ですよ。それを急いでや

らなければならぬ。またそういうものを取り締まるには、やたらに反駁する文書なんか出たら、あとでこんがらかって取つかみにくくなりまします。そういう意味において私は、それが出ると同時にやるべきものであつて、そんな反対文書を出すというようなことは論外のことです。政策上出したほうがいいか知らぬが、それは趣旨が死んでしまふ、私はそう思います。どうですか。

○大石政府委員 最初申し上げたとおり、ビラというのは全国的に共通するという問題で、政策段階のものであるというふうに私も考えていますので、こういうことに一々ビラ活動というのを全く想定してはいないと思うのです。そうすると、それこそいわゆる文書合戦というものがとどまらず出てくる可能性は出てくるわけでありまします。いま言う政党確認団体のビラというのは、全国にその政党なり確認団体というふうなことをやるという前提でありますので、今度茨城のことが起きたために、直ちにビラを無制限に発行できるといふふうに考えなくてもいいと思うのです。

○林(百)委員 鍛冶さんの言うことはとんでもない話で、警察で取り締まるといつたって、いままだ事実がどうかどうかわからないと言っているでしょう。しかし少なくとも地婦連の田中里子事務局長は「返送がもう二日おくれればこの文書を信じて投票した人も多かつたらう。大変なことになるところだった」と言っているわけなんです。こういう事実を、被害を受けた候補者としては、すぐビラで真実を知らせることは、選挙活動の原則だと思つておられる。要するに鍛冶さんの論法で言うと、悪いことを書いてビラをまいたほうが得だ、それは警察で取り締まれ、それに対する反駁はビラでやる必要はないんだといつたって、選挙の期日は迫つて、あすかあさつて投票だといふのに、警察の取り調べなんか待っていたら真実を伝えるひまはないのですから、被害を受けた候補者は被害を受けた候補者として、直ちに真実を自分の力で知らせる、ビラにはビラをもつてこたえる道を開いておく、これが民主主義の根本だと

思いますので、私は鍛冶さんの意見はこれこそとんでもない話だ、御意見だ、こういうふうには思いますが、これで終わります。

○大西委員長代理 今国会におきまして、本委員会に参考のため送付されました陳情書は、栃木県参議院地方区の定数減反対に関する陳情書、及び公職選挙法の改正反対に関する陳情書の二件でありますので、念のため御報告いたしておきます。

○大西委員長代理 閉会中審査に関する件についておはかりいたします。公職選挙法改正に関する件について、閉会中もなお審査を行なうため、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○大西委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。本日はこれにて散会いたします。午後二時四十二分散会

昭和四十五年十二月二十五日印刷

昭和四十五年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K